

令和元年度過労死等の公務災害補償状況について

令和元年度における地方公務員の過労死等の公務災害の補償状況を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

【ポイント】

1 脳・心臓疾患に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は45件(前年度58件)であり、認定件数は24件(同14件)となっています。
- 職種別では、「義務教育学校職員」が受理件数8件(同16件)、認定件数9件(同7件)で最も認定件数が多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」が受理件数10件(同6件)、認定件数6件(同2件)となっています。

2 精神疾患等に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は153件(前年度131件)であり、認定件数は54件(同13件)となっています。
- 職種別では、「その他の職員」が受理件数76件(同72件)、認定件数24件(同10件)で最も認定件数が多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」が受理件数20件(同15件)、認定件数14件(同1件)、「義務教育学校職員」が受理件数23件(同27件)、認定件数8件(同1件)となっています。
- 業務負荷の類型別の認定件数は、「対人関係等の職場環境」が17件(同3件)、「仕事の量(勤務時間の長さ)」が15件(同4件)となっています。

詳細は、別紙のとおりです。

注1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

2 認定件数には、令和元年度以前に受理した件数を含みます。

3 脳・心臓疾患の認定件数を、25件から24件に修正しました(令和4年3月24日)。

表1-1 脳・心臓疾患の地方公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
脳・心臓疾患	受理件数 ^{注2}		38	49	55	58	45
	認定件数 ^{注3}		32	17	13	14	24
うち死亡	受理件数		12	17	13	21	9
	認定件数		13	8	6	5	10

【審査請求等事案の認定状況】

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
脳・心臓疾患	認定件数 ^{注5}		1	1	2	1	1
	うち死亡		1	0	2	0	1

注 1 本表は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。

2 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。

3 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理した件数を含む。

4 上記件数には、同一人が同一災害により脳・心臓疾患を発症したとして傷病の追加の請求を行い、当該請求を受理した件数・「公務上」として認定した件数を含む。

5 審査請求等事案の「認定件数」は、上記注3の「認定件数」のうち審査請求等(訴訟事案を含む)により「公務上」とされた件数である。

図1 脳・心臓疾患に係る受理及び認定件数の推移

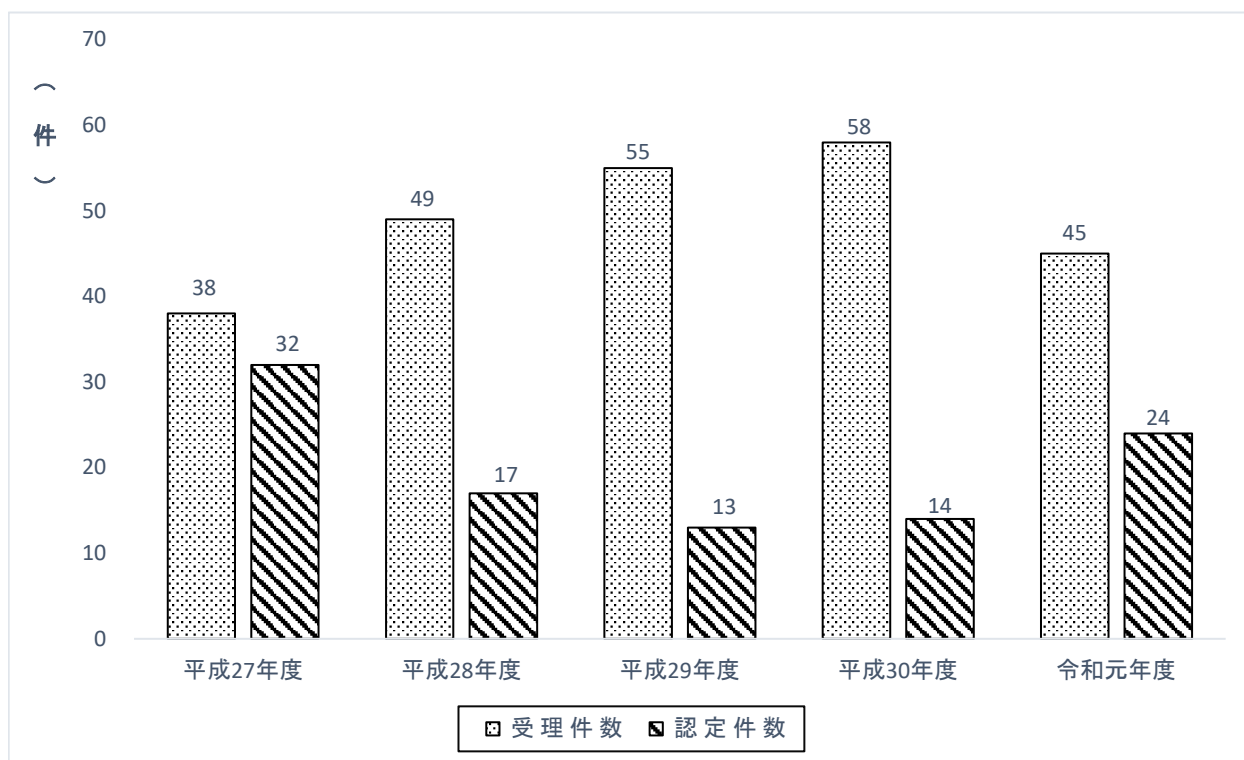


表1-2 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

年度 職種	平成30年度				令和元年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	16	7	7	3	8	3	9	4
義務教育学校職員 以外の教育職員	6	2	2	1	10	1	6	2
警察職員	9	4	1	0	9	1	4	2
消防職員	5	0	0	0	8	1	1	0
電気・ガス・水道事業職員	2	1	0	0	1	1	1	0
運輸事業職員	1	1	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員	19	6	4	1	8	2	3	2
合計	58	21	14	5	45	9	24	10

注 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第2に定める職員の区分によるもの。

表1-3 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

年度 年齢	平成30年度				令和元年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	2	0	3	1	3	0	2	0
30～39歳	10	3	2	0	5	0	6	3
40～49歳	14	4	6	4	15	3	5	2
50～59歳	29	14	3	0	20	4	11	5
60歳以上	3	0	0	0	2	2	0	0
合計	58	21	14	5	45	9	24	10

表1-4 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	うち死亡	令和元年度	うち死亡
20時間未満	0	0	2	2
20時間以上～40時間未満	0	0	1	0
40時間以上～60時間未満	0	0	0	0
60時間以上～80時間未満	0	0	2	1
80時間以上～100時間未満	1	0	5	1
100時間以上	12	4	14	6
その他 _{注2}	1	1	0	0
合計	14	5	24	10

注1 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

2 「その他」の件数は、異常な出来事に遭遇したこと等により、公務上の災害と判断された事案等の件数である。

表1-5 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	うち死亡	令和元年度	うち死亡
常勤職員	13	5	24	10
常勤的非常勤職員 _{注1}	1	0	0	0
再任用短時間勤務職員 _{注2}	0	0	0	0
合計	14	5	24	10

注1 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

2 「再任用短時間勤務職員」は、同令同条第1号に定める職員である。

表2-1 精神疾患等の地方公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神疾患等	受理件数 ^{注2}		97	116	101	131	153
	認定件数 ^{注3}		32	50	31	13	54
うち死亡	受理件数		12	28	16	17	22
	認定件数		11	14	12	2	17

【審査請求等事案の判定状況】

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神疾患等	認定件数 ^{注5}		1	10	4	2	7
	うち死亡		1	3	2	0	5

注 1 本表は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第9号に係る精神疾患等について集計したものである。

2 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。

3 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理した件数を含む。

4 上記件数には、同一人が同一災害により精神疾患等を発症したとして傷病の追加の請求を行い、当該請求を受理した件数・「公務上」として認定した件数を含む。

5 審査請求等事案の「認定件数」は、上記注3の「認定件数」のうち審査請求等(訴訟事案を含む)により「公務上」とされた件数である。

図2 精神疾患等に係る受理及び認定件数の推移

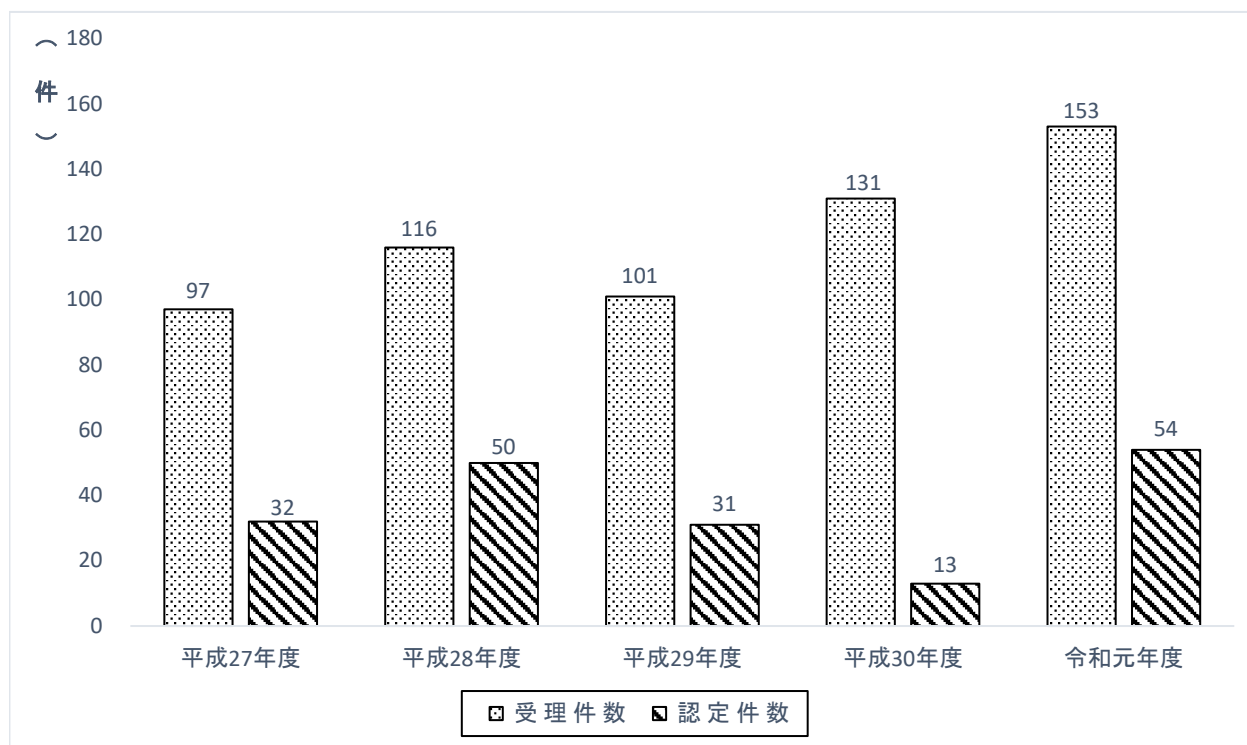


表2-2 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

職 種	年 度		平成30年度				令和元年度			
			受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
義務教育学校職員	27	4	1	0	23	1	8	1		
義務教育学校職員以外の教育職員	15	3	1	0	20	0	14	7		
警察職員	6	0	0	0	15	7	1	0		
消防職員	7	0	0	0	14	3	5	1		
電気・ガス・水道事業職員	3	1	1	0	3	0	1	0		
運輸事業職員	1	0	0	0	1	0	0	0		
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	1	0		
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の職員	72	9	10	2	76	11	24	8		
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17		

注 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第2に定める職員の区分によるもの。

表2-3 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

年 齢	年 度		平成30年度				令和元年			
			受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
19 歳 以 下	2	0	0	0	2	0	0	0		
20 ~ 29 歳	25	2	6	1	32	6	9	1		
30 ~ 39 歳	27	4	2	1	43	6	15	6		
40 ~ 49 歳	43	5	5	0	44	4	17	3		
50 ~ 59 歳	32	6	0	0	31	6	12	7		
60 歳 以 上	2	0	0	0	1	0	1	0		
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17		

表2-4 精神疾患等の超過勤務時間数(1ヶ月平均)別認定件数

区分	年度		平成30年度		令和元年度	
				うち死亡		うち死亡
20時間未満			5	0	24	3
20時間以上～40時間未満			0	0	7	2
40時間以上～60時間未満			1	0	6	2
60時間以上～80時間未満			1	0	4	3
80時間以上～100時間未満			1	1	5	3
100時間以上～120時間未満			1	1	3	2
120時間以上～140時間未満			2	0	1	1
140時間以上			0	0	4	1
その他 ^{注2}			2	0	0	0
合計			13	2	54	17

注 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるなど超過勤務時間を評価するまでもなく公務上の災害と判断された事案の件数である。

表2-5 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	年度		平成30年度		令和元年度	
				うち死亡		うち死亡
常勤職員			12	2	54	17
常勤的非常勤職員 ^{注1}			1	0	0	0
再任用短時間勤務職員 ^{注2}			0	0	0	0
合計			13	2	54	17

注1 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

2 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

表2-6 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

業務負荷の類型		平成30年度		令和元年度	
			うち死亡		うち死亡
1 異常な出来事への遭遇 ^{注3}		2	0	13	0
2 仕事の質・量	仕 事 の 内 容	2	1	4	2
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	4	1	15	10
	勤 務 形 態	0	0	1	1
3 役割・地位等の変化	異 動	0	0	0	0
	昇 任	0	0	0	0
4 業務の執行体制		0	0	1	1
5 仕事の失敗、責任 問題の発生・対処	仕 事 の 失 敗	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0
6 対人関係等の職場環境		3	0	17	3
7 住民等との公務上での関係		2	0	3	0
合 計		13	2	54	17

注 1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務災害の認定について」(平成24年3月16日付地基補第62号)の「別表 業務負荷の分析表」による。

2 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。

3 「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。